（１→４）10mLを入れ、水浴上で加熱して蒸発乾固する。残留物に少量の硝酸（１→100）を加え、加温して溶かす。放冷後、更に硝酸（１→100）を加えて正確に10mLとし、試料溶液とする。鉛標準液0.4mLを全量ピペットを用いて量り、10mLの全量フラスコに入れ、硝酸（１→100）を標線まで加えて10mLとし、標準液とする。試料溶液及び標準液につき、鉛試験法（原子吸光光度法第１法）により鉛の試験を行うとき、その量は、２μg／ｇ以下でなければならない。

② ヒ素　本品0.5ｇ（0.45～0.54ｇ）を量り、ヒ素試験法第３法により試料溶液を調製し、装置Ａを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない（３μg／ｇ以下）。

③ フタル酸　本品0.10ｇ（0.095～0.104ｇ）に水１mL及びレソルシノール・硫酸試液１mLを加え、120～125℃の油浴中で加熱して水を蒸発させた後、更に90分間加熱する。放冷後、残留物に水５mLを加えて溶かし、この液１mLに水酸化ナトリウム溶液（43→500）10mLを加えて振り混ぜ、試料溶液とする。別に、フタル酸水素カリウム（標準試薬）61mgを水に溶かし、正確に1,000mLとする。この液１mLを正確に量り、レソルシノール・硫酸試液１mLを加え、以下試料溶液の場合と同様に操作し、比較液とする。試料溶液及び比較液に470～490nmの光を照射するとき、試料溶液の発する緑色の蛍光は、比較液より濃くてはならない（500μg／ｇ以下）。

④ 類縁物質　本品5.0ｇ（4.95～5.04ｇ）を量り、25mLの全量フラスコに入れ、安息香酸プロピル・ジメチルホルムアミド試液１mLを加えて溶かし、更にジメチルホルムアミドを加えて25mLとし、試料溶液とする。別に、安息香酸プロピル、ビフェニル、２―メチルビフェニル、３―メチルビフェニル、４―メチルビフェニル及び安息香酸ベンジルそれぞれ40mg並びに安息香酸20ｇを量り、100mLの全量フラスコに入れ、ジメチルホルムアミド約50mLを加えて溶かし、更にジメチルホルムアミドを加えて100mLとし、標準液とする。試料溶液及び標準液それぞれ１μLにつき、次の条件でガスクロマトグラフ法により試験を行う。得られたクロマトグラムから、試料溶液のクロマトグラムに現れるビフェニル、２―メチルビフェニル、３―メチルビフェニル、４―メチルビフェニル及び安息香酸ベンジルのピークを標準液のクロマトグラムにより同定し、そのピーク面積A_{c1}を求める。２―メチルビフェニルと安息香酸のピークの間に現れる未同定のピークは、ジメチルビフェニル異性体のピークとしてそのピーク面積の含量A_{c1}を求める。これらの値と試料溶液のクロマトグラムから求めた安息香酸プロピルのピーク面積A_{i1}から、試料中の安息香酸の類縁物質（ビフェニル、２―メチルビフェニル、３―メチルビフェニル、４―メチルビフェニル、安息香酸ベンジル及びジメチルビフェニル異性体）の含量を、次式により計算するとき、含量の合計が100μg／ｇを超えてはならない。

$$個々の類縁物質の含量（\mu g／g）=\frac{A_{c1}\times M_{i1}}{A_{i1}\times M_{s1}\times RF_c}\times 1{,}000$$

A_{i1}：試料溶液中の安息香酸プロピルのピーク面積

A_{c1}：試料溶液中の各類縁物質のピーク面積

M_{s1}：試料溶液中の試料の量（ｇ）

M_{i1}：試料溶液中の安息香酸プロピル量（mg）

RF_c：各類縁物質のレスポンスファクター